

神奈川の教員の働き方改革 に向けた意見（中間まとめ）

平成 30 年 11 月

神奈川の教員の働き方改革検討協議会

神奈川の教員の働き方改革検討協議会の概要

1 目的

中央教育審議会における議論、平成30年2月9日付け文部科学事務次官通知等の国の動向を踏まえて、市町村教育委員会との連携、児童・生徒・保護者の視点等を考慮し、県立学校教員及び県所管の市町村立学校教員の働き方改革に関する対策を進めていくために設置

2 構成員

会長	野中 陽一	横浜国立大学 教職大学院教育学研究科高度教職実践専攻長 教育学部附属教育デザインセンター長
副会長	小林 宏己	早稲田大学教育・総合科学学術院 教授
委員	金子槇之輔	神奈川県市町村教育長会連合会 会長(平成30年9月30日まで)
	木島 弘	神奈川県市町村教育長会連合会 会長(平成30年10月1日から)
	内田 賢司	神奈川県都市教育長協議会 会長
	夏苺 一壽	神奈川県町村教育長会 会長(平成30年10月5日まで)
	牧岡 努	神奈川県町村教育長会 会長(平成30年10月6日から)
	小沼 徹	藤沢市立鵜洋小学校 校長
	漆原 肇	海老名市立海西中学校 校長
	林 忠	神奈川県立大和高等学校 校長
	柴山 洋子	神奈川県立平塚盲学校 校長
	長谷川清志	神奈川県PTA協議会 監事
	中野真衣子	神奈川県立高等学校PTA連合会 会長
	飯田ひろみ	神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 副会長
	政金 正裕	神奈川県教職員組合 執行委員長
	馬鳥 敦	神奈川県高等学校教職員組合 執行委員長
	小林 美紀	大和市立緑野小学校 総括教諭
	古川 英香	鎌倉市立手広中学校 総括教諭
	今井 大輔	神奈川県立座間高等学校 総括教諭
窪田 朗子	神奈川県立平塚ろう学校 総括教諭	
小野 力	(公財)神奈川県体育協会 専務理事	
湧井 敏雄	(一社)神奈川県経済同友会 顧問	

3 経過

第1回協議会

日時 平成30年6月18日(月) 15時00分から16時30分まで

議題 神奈川の教員の働き方改革の取組の概要

今後の協議事項について など

市町村立学校部会(第1回)

日時 平成30年7月30日(月) 15時00分から16時30分まで

議題 神奈川の教員の働き方改革について など

県立学校部会(第1回)

日時 平成30年8月3日(金) 15時00分から16時30分まで

議題 神奈川の教員の働き方改革について など

市町村立学校部会(第2回)

日時 平成30年9月11日(火) 10時30分から12時00分まで

議題 中間まとめについて など

県立学校部会(第2回)

日時 平成30年9月11日(火) 15時00分から16時45分まで

議題 中間まとめについて など

第2回協議会

日時 平成30年10月12日(金) 15時00分から16時30分まで

議題 中間まとめについて など

神奈川の教員の働き方改革検討協議会での意見

1 基本的な考え方

- 学校現場では、社会環境の変化に伴い、いじめ、不登校や子どもの貧困問題、グローバル教育などの新しい教育への対応など、学校における課題が複雑化・困難化しており、教員の精神的・身体的負担も大きくなっていることから、教員の働き方改革を早急に進める必要がある。
- 神奈川県教育委員会では、教員の働き方改革を進めるためには、教員の勤務時間の実態把握が必要であることから、平成29年度に県立学校及び県所管の市町村立学校教員の勤務実態調査を実施し、その結果、本県における教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなった。
- また、県立学校では、総括教諭・教諭の勤務日における学内総勤務時間のうち、児童・生徒の指導に関わる業務のほかに学校の運営に関わる業務が2時間前後あり、一方、県所管の市町村立学校では、総括教諭・教諭の勤務日における学内総勤務時間のうち、児童・生徒の指導に関わる業務だけで正規の勤務時間を超えている実態があるなど、学校種により教員業務の多忙化の状況が異なっていることが分かった。
- 一方、国においては、平成29年6月22日に文部科学大臣が中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、中央教育審議会から同年12月22日に「中間まとめ」が提出された。これを受けて、同月26日には、文部科学大臣が勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置などの5項目を「学校における働き方改革に関する緊急対策」として決定し、現在まで議論が続いている。
- こうした県立学校勤務実態調査の結果を踏まえた「県立学校教員の働き方改革にかかわる懇話会(平成29年12月設置)」の意見や市町村立学校勤務実態調査の結果、さらに国の動向等を踏まえて、教員の働き方改革については、本年6月から「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」(以下「協議会」という)において、議論しているところだが、協議会では、県全体の改革の方向性を統一的に示しながら、具体的な取組については、勤務実態調査から明らかとなった実情を踏まえて、大きく県立学校と市町村立学校に分けて検討を行う必要があると考え、協議会の下に「県立学校部会」、「市町村立学校部会」をそれぞれ設置して、協議会での意見・議論を深く掘り下げて議論してきた。

- 今回、協議会として中間まとめの意見を提出するが、県教育委員会及び市町村教育委員会は、これまでの取組の成果を踏まえつつ、それぞれが所管する学校が抱える課題、教員の勤務状況等を適切に把握した上で、「児童・生徒に対する教育の質の向上のために何が必要か」、「学校を支援するために何が必要か」、「教員に余裕があることが豊かな教育につながる」という視点に立って、教員の長時間労働を是正し、ワークライフバランスを実現することにより教員と子どもが向き合う教育活動を充実させるための環境整備に向けて県教育委員会を中心に、市町村教育委員会、学校等と連携しつつそれぞれの立場で取組を進めていく必要がある。

- この中間まとめは、現段階までの議論を整理し、今後、協議会においてさらに検討すべき方向性を示したものである。方向性の中には、予算や、人的配置を伴うものが含まれているが、そうした項目についても、今後県教育委員会や市町村教育委員会での検討が望まれる。併せて当協議会では、今後、国の動向等を踏まえ、引き続き議論を重ね、深化させていくものとする。

2 今後の取組に関する協議会での方向性(案)

(1) 個別業務の役割分担及び適正化について

【協議会での意見】

- 業務の見直しは、学校と地域、PTA等の保護者との信頼関係の上で成り立っている実態をしっかりと認識して取り組むべきである。
- 業務の見直しは、一度に廃止できなくても、少しずつでも減らしていくことが必要である。学校に一定の裁量権を委ね、学校に合った減量を求めていくべきである。
- 業務の見直しに当たっては、「持続可能」という視点から、教育の質の維持・向上をしつつ、どのように業務の効率化を進めるか、減らすことができる業務はどこかを議論していくことが重要である。
- 調査・照会は、依頼方法や依頼時期などを改善するべきである。

【部会での意見】

〈市町村立学校部会〉

- 地域協働につなげていくためには、地域の方々にお世話になっているという意識を持つべきである。
- 市町村立学校に対しては、制度的に県教育委員会が直接指示できない中で、教員の働き方改革を進めて行くためには、どうすべきかが課題である。
- 地域性を踏まえつつ、市町村が中心となって、学校と地域の連携体制を構築していくべきである。
- 校務の整理・役割分担の見直しに当たっては、特にミドルリーダーの役割分担を見直すべきである。
- モデル校へ実施している学校経営アドバイザー事業¹の成果を他の学校へどのように情報提供をしていくかは、今後の課題である。
- 行事の精選に当たっては、特色ある学校づくりも必要であるため、各学校で中心となる行事を一本据えて、その行事以外は縮小・削減するなどの議論を行うべきである。
- 調査を精選するべきである。また、調査結果は当該教育委員会内や県教育委員会と各市町村教育委員会の間で共有するべきである。
- 地域の方々やボランティア等をコーディネートする機能を地域が構築するべきである。(例：公民館、地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティスクール」等の活用)
- 小学校の外国語授業においては、外国語指導助手(ALT)を活用する場合に担任が主担当となることが、負担になっていると思われるため、ALTを主担当にするのはどうか。
- 会議の精選に当たっては、職員会議などの毎月実施している会議の頻度を1か月半に1回にすると、これらの会議を実施する前に開催している会議(運営委員会や部会など)の開催回数も減らすことができると思う。
- 校務支援システムを検討するのならば、県教育委員会と市町村教育委員会で連携

しシステムの基本部分は県内で共通にしていくなどの検討をしてほしい。

〈県立学校部会〉

- 県教育委員会として思い切って業務を減らすということを打ち出してほしい。
- 業務を定量化することにつなげるため、校務分掌²の業務の分析を行い、分担を「見える化」することが課題である。
- 教員の業務の見直しは、県教育委員会が主体となって行う施策と県立学校が現場の実態に合わせて行うべきものとそれぞれあると思う。
- 学校運営組織の見直し・改善は、神奈川の教育を持続可能にしていくための柱になると思う。学校運営組織を見直し・改善していくためには、総括教諭の多忙化の改善が課題である。
- 業務の適正化を進めるためには、ミスを減らすためにダブルチェックを行うことや勤務時間の有効な活用方法を考えるための時間のゆとりが必要である。
- 登下校の見守りは、社会福祉協議会など福祉関係の方に担ってもらうことで、学校が気付かないことに気付いてもらうことがあり、業務の軽減や地域との連携につながっている。大変助かっている。
- 年度末から学期初めは、成績処理など仕事が集まるので、業務改善が必要である。
- 調査・照会の精選に当たっては、県教育委員会からの調査・照会を県教育委員会ネットワークに統一するか、総括教諭以上の教員が行政ネットワークを見ることができるようにするべきである。
- 私費会計³は、事務職員が担うことで教員の負担軽減につながるだけでなく、私費会計の事務の精度も高まると思う。
- 臨時的任用職員の人材育成のためにも、まだ取り組んでいない学校では担任が作成するとされている個別指導計画を臨時的任用職員が作成する案も考えられるのではないか。
- 部活動は、苦手意識を持つ教員に対して最低限度(ここまで行う指針)を示し、後は各個人の事情に応じて対応できるような仕組みを作ることができればよいと思う。
- 会議の精選により、職員会議の回数は以前に比べて減少している。これ以上減少すると人材育成に影響が出てくると懸念している。職員全員が集まって話をする機会は一定程度必要であると思う。

- 1 学校経営アドバイザー(事業)…市町村立小中学校へ派遣し、学識者など外部からの視点を活用することで、学校現場の状況を分析し問題点を洗い出すとともに、改善方策を検討し、市町村における教員の働き方改革の取組を支援する。平成30年度は県内市町村立学校5校に学校経営アドバイザーを派遣。
- 2 校務分掌…学校の教職員が学校教育の目標を実現するため、校務を分担して遂行していくこと。校務には大きく分けて、児童生徒の教育指導、教育指導の効果的遂行のための学校事務、教職員の職務能力を高める研修などの領域がある。
- 3 私費会計…「私費」とは、学校の運営に要する経費で、生徒・保護者が負担するもの。受益者負担の考えに基づき、教材費等の学校徴収金やPTAの活動費などの団体徴収金を、生徒・保護者側との合意に基づいて、学校が徴収し管理するもので、設置者が負担する公費会計に準じた処理が必要である。

【今後の取組に関する協議会での方向性(案)】

〈全校種における取組〉

- 総括教諭の多忙化の改善に向けて、学校運営組織の改善を図る。
- 教員の長時間労働を是正するための環境整備に向けて、県教育委員会が中心となり市町村教育委員会及び学校と連携し、国の通知(平成30年2月9日文部科学事務次官通知)に示された個別業務の役割分担及び適正化等を踏まえて教員業務の見直しを行う。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、引き続き、学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行う。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校と地域、保護者との連携をしっかりと構築する。
- 各学校における個別業務の役割分担及び適正化は、統一的に行われる必要があるため、県教育委員会又は市町村教育委員会が主体的に行うべきものと、各学校が行うべきものに整理した上で、各取組を実施する。

〈市町村立学校における取組〉

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校経営アドバイザーの指導、助言に基づく取組を広く各学校へ情報提供する。
- 県立学校における取組を、市町村教育委員会を通じて各学校へ情報提供する。

〈県立学校における取組〉

- 全校種における取組に同じ。

(2) 勤務時間について

【協議会での意見】

- 子どもと向き合える時間をどのように確保するかが大きな課題である。
- 授業時間数の確保のために夏季休業期間が短くなる傾向がある。夏季休業期間が短くなると、夏季休暇や年次休暇の取得率に影響するため、課題である。
- 若い教員に対する保護者対応等のサポート、新学習指導要領が変わる中での外国語教育や道徳などのカリキュラム・マネジメント¹やその評価をどのようにしていくか検討する時間が必要だが、その時間が取れない現状が課題である。
- 学校では4、5月が特に忙しく、ミスなく行うのがぎりぎりという過酷な状況であり課題である。
- 休憩時間の設定はあるが、確保することが難しい状況である。

1 カリキュラム・マネジメント…「子供たちにどのような力を身に付けていくか」という新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、①教科横断的な視点で、教育の内容を組織的に配列していくという側面、②教育課程のPDCAサイクルを確立するという側面、③教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、効果的に組み合わせるという側面の3つの側面としてとらえられる。

【部会での意見】

〈共通〉

- 管理職は、「今後、上限規制をどうするか」という観点から、職員の勤務時間を客観的に把握する必要がある。また、健康面でも勤務時間の把握は必要である。なお、勤務時間の把握に当たっては、例えば、タイムカードのような単純な方法で行い、教員の新たな負担にならないことが必要である。
- 勤務時間の縮減にあたり、留守番電話の設置をするという取組があるが、個々の学校の判断に任せるのではなく、一齐に設置しないと取組が広がっていかないとと思う。
- 勤務時間の縮減にあたり、勤務時間外の電話対応をしないという取組があるが、実施に当たっては、保護者や地域の方々の意見を謙虚に承りながら、丁寧に説明を行い、理解してもらう必要がある。また、緊急時の対応等の体制を決めておく必要がある。
- 夏季休業期間等での学校閉庁日実施には保護者や地域の理解が必要である。
- 授業時間数を確保するために夏季休業期間が短くなる傾向にある。そのため、運動部の夏季の大会日程が休業期間と重ならない状況が生じた結果、学校運営に影響が出ている。例えば、学校で共通の夏季休業期間を定めて、その期間以外は部活動の試合等を行わないなどの影響が出ないような工夫が必要である。

〈市町村立学校部会〉

- 子どもと向き合う時間は、子どもと相對しているだけではなく、子どものために学習のノートを見る、テストの添削をするなどの時間も含めた子どものために使う時間のことであると思う。
- 子どもと向き合う時間を確保するために、小学校の一人当たりの授業時間数を緩和することはできないか。
- 各市町村教育委員会で取組に差が生じないために、留守番電話の設置の費用を県から補助してほしい。
- 夏季休業期間等における学校閉庁日は、県教育委員会が、方針の策定及び保護者等への丁寧な説明を行い、県内で一律に実施することが望ましい。その上で、具体的な閉庁期間の設定は、各市町村教育委員会が地域や学校の個別事情に応じて定めることができるようにするべきである。
- 市町村立学校に対しては、制度的に県教育委員会が直接指示できない中で、教員の働き方改革を進めていくためにはどうすべきかが課題である。(再掲)
- モデル校へ実施している学校経営アドバイザー事業の成果を、他の学校へどのように情報提供していくかは、今後の課題である。(再掲)

〈県立学校部会〉

- 教員は、例えば部活動で校庭や体育館にいるなど、勤務場所が職員室だけではないため、勤務時間の把握が難しいことが課題である。
- 国で議論されている1年単位の変形労働時間制¹を導入しても、教員の学内総勤務時間数は今までと変わらないのではないか。
- 勤務時間の把握に当たっては、国が推奨しているコンピュータを使って学籍管理や成績処理等を行う統合型校務支援システム²の導入までを視野に入れて業務の効

率化を図っていくのか、タイムレコーダーなどによる個別の機器の導入により効率化を図っていくのか議論が必要である。

- 夏季休業期間の学校閉庁日の検討に当たっては、学校によって課業期間が異なるため、共通の閉庁期間をつくらないと、部活動の練習試合も組めない、大会にも出られないという状況が生じてしまう。それを避けるためにも県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟、県高等学校野球連盟等との調整が必要である。
- 学校警備員の配置は、施設設備の保全や防犯上の改善に加えて、勤務時間の意識付けにおいても効果があると思う。

- 1 1年単位の変形労働時間制…建設業や百貨店などの販売業のように年間を通じて業務の繁閑を繰り返す業種において、それぞれの事業形態に合わせた労働時間を設定することにより、労働者が効率的に働くことや労働時間の短縮を可能にするもの。
- 2 統合型校務支援システム…教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム。

【今後の取組に関する協議会での方向性(案)】

〈全校種における取組〉

- 客観的な勤務時間の把握を行う。
- 時間外勤務時間の上限を設定する。
- 夏季休業期間中の学校閉庁日の実施に向けた検討を行う。併せて、実施に伴う課題の解決に向けて、保護者、地域住民の理解を得るとともに、関係団体等との調整を行う。

〈市町村立学校における取組〉

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校経営アドバイザー事業の成果に関して、各学校に広く情報提供を行う。
- 県立学校における取組を、市町村教育委員会を通じて各学校へ情報提供する。

〈県立学校における取組〉

- タイムレコーダー等の設置による客観的な勤務時間の把握の方法を検討する。
- 特別支援学校への警備員の配置を進めていく。

(3) 教員の意識改革について

【協議会での意見】

- 働き方改革は一方的にやらされるものではなく、自分たちで変えられることから変えていこうという考えで、できればよいと思う。
- 現場で一生懸命働いている教員には、勤務時間を意識している人が少ないと感じており、課題である。
- 教員の本務は授業・指導の在り方であるということを皆がしっかりと認識するべきだと思う。
- 子どもに寄り添う受容的なことは、教員として必要な資質である。しかし、全てを受け止めすぎて負担感を感じる教員も多いと感じている。このような教員が活躍

できるように学校の業務の効率化や急がされる状態を改善していくことが必要である。

- 部活動の問題は、部活動に関わるあらゆる組織・個人が課題を認識して解決に向けて動かなければ、変わっていかないと思う。

【部会での意見】

〈市町村立学校部会〉

- 学校教育目標に働き方改革に係る事項を入れるのはどうか。
- 仕事は自分だけのものではなく、みんなのものであるという意識を持つ必要がある。例えば、データをデスクトップではなく、共有サーバに保存することで意識付けを行えるのではないか。
- 教員は他人に仕事を依頼することに慣れていないため、自分で仕事をした方が早いと思ってしまう人もいて課題であると感じている。
- 時間外勤務手当を支給すれば、勤務時間を意識することになると思う。
- 教員は事務も本務であるという意識を持つことが必要である。
- 部活動休養日は全ての部活動が同じ日に実施した方が教員の定時退勤に効果があると思う。
- 教員は学校が地域に支えられているという意識を持つべきである。例えば、登下校時、見守りをしている地域の人たちに挨拶がないと地域からの声を聞くことができる。
- 会計などは仕事を任せられる人がいれば教員の意識が変わってくると思う。
- モデル校へ実施している学校経営アドバイザー事業の成果を、他の学校へどのように情報提供していくかは、今後の課題である。

〈県立学校部会〉

- 若い人ほど学校に残っていることが課題である。半ば強制的に学校から追い出すようなことも行っていくべきではないか。
- 業務を効率化する、今日は皆早く帰ろうというような意識を自ら醸成することが重要である。
- 休日や勤務時間外における保護者や生徒への対応についての範囲をあらかじめ保護者等に示すことが、業務負担軽減につながるのではないか。
- 部活動の実施に当たって、輪番制を組んで年間を通じて平日何回、休日何回という分担をしている学校がある。負担感が相当軽減されるだけでなく、担当となる日に部活動に従事できなくなった際にも、他の人に気軽に当番の交代を頼みやすいというメリットがあると聞いている。
- 部活動の実施に当たっては、学校の特色として、部活動を特に重視するのか、学校全体で意見を決める必要がある。
- 部活動の顧問と保護者との連携などにおいては、教員の人事異動に影響されないように学校組織として連絡体制を確立することなどを考える必要がある。
- 研修の実施に当たっては、単に担当者という括りで、一律に受講させるのではなく、業務の経験年数に応じた研修の対象者の層を意識するなど、研修の在り方を考える必要がある。自分の立場を自覚する機会になり、人材育成につながるため、研修の効果も上がると思う。

【今後の取組に関する協議会での方向性(案)】

〈全校種における取組〉

- 県教育委員会と市町村教育委員会は、所管する学校について、重点目標や経営方針において、教員の働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むよう働きかける。
- 働き方に関する研修の充実を図る。
- 部活動休養日を設定し、順守する。
- 管理職は校内において、勤務時間を意識した働き方を普及、啓発し、教員の意識改革を図っていく。
- 働き方改革を進めるために当たっての地域、保護者との信頼関係を構築する。

〈市町村立学校における取組〉

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校経営アドバイザー事業の成果を広く情報提供を行うことを通じて、各学校において、教員の意識改革を図っていく。

〈県立学校における取組〉

- 全校種における取組に同じ。

(4) 学校を支える人員体制について

【協議会での意見】

- 働き方改革を進めるためには、学校だけでなく、家庭や地域の協力が大事である。
- 県教育委員会又は各市町村教育委員会がそれぞれで行っている外部人材の活用を県内全域に広めてほしい。
- 県立学校や市町村立学校で人手が足りないところを県や国で早急に対応してほしい。
- 外部人材に質の高い仕事をしてもらうためには、教員以外の者ができる仕事を標準化した上で、文書により指示できることが必要である。
- 部活動指導員を頼んでも受けてもらえないこともある。人材の確保が課題である。
- 部活動指導員など外部人材の活用に当たっては、予算の関係で市町村教育委員会の中に差が出るのが課題である。
- 特別支援学校では、管理職が午前6時30分のスクールバスの対応から、午後8時30分頃まで校内巡視対応を行っている学校が多く、外部人材の活用が必要である。
- 教員は、学級担任を持ちながら様々な校務分掌を引き受けていることが課題である。例えば、教育相談コーディネーターの役割は教員の大きな負担となっている。
- 中学校の部活動は、スポーツ少年団と地域総合型スポーツクラブを中心として学校から離れていこうという動きが本格化しているため、注視することが必要である。

【部会での意見】

〈市町村立学校部会〉

- 教頭の仕事は、負担が多いため、補助する人員の配置が必要である。
- 校内では教頭が一番大変である。教頭の仕事を補助する人を配置するなどの手当

が必要である。

- 業務アシスタント¹の市町村立学校への配置拡大を希望する。
- スクール・サポート・スタッフ²の配置が県内市町村立学校に行きわたるように県教育委員会で支援をしてほしい。
- 校務支援システムの導入により配置したICT支援員が、学校評価やアンケート調査をマークシート方式で行ってくれることで業務が軽減されたという例がある。
- 部活動指導員の配置人数を増やしていくため、配置要件の緩和を行ってほしい。
- 部活動における外部人材の活用にあたっては、教員以外の者が部活動引率を行うことができるように大会運営要項の見直しを働きかけてほしい。

〈県立学校部会〉

- 業務アシスタント¹の活用にあたっては、任せられる業務について、教員への周知が不足していて、十分に活用できていないところがあるため、どのような業務が任せられるか、整理する必要がある。
- 業務アシスタント¹は、私費会計の負担軽減に効果的である。
- チーム学校³という考えを踏まえると、特別支援学校の生徒指導案件に高等学校に配置されているスクールソーシャルワーカーを活用し、連携体制を取ることができないのではないかと思う。
- 部活動指導員は、業務の軽減はもとより、県の大会で準優勝するという結果にもつながっている。
- 学校警備員は、施設設備の保全や防犯上の改善効果以外に勤務時間の意識付けにも効果があると思う。また、土日の学校開放における鍵の貸し借りや授受の課題も改善され、学校開放が一層進むことが期待できる。
- 特別支援学校はボランティア等の地域資源を活用し、教員の負担軽減を図っている。ボランティアの募集については学校のホームページ等の内容を見て申し込むようシステム化している学校が多い。

- 1 業務アシスタント…教員以外の者でも対応可能な業務を行う。平成30年度に県立学校全校に配置。
- 2 スクール・サポート・スタッフ…学習プリントの印刷や授業準備の補助など、職員室において教員のサポートをする。
- 3 チーム学校…教員に加えて多様なスタッフを配置し、様々な業務を連携・分担してチームとして職務を担う体制を整備すること。

【今後の取組に関する協議会での方向性(案)】

〈全校種における取組〉

- 教員の勤務実態改善のための外部人材等の配置及びその継続・拡大を図る。
- 教員間で部活動業務の負担を軽減、平準化する方策を図る。
- チーム学校に向けた教員の働き方改革の意識づくりの促進を図る。

〈市町村立学校における取組〉

- 教頭の仕事の補助、教員の業務が確実に軽減されるようなスクール・サポート・スタッフの配置を行う。
- 教育相談コーディネーターの負担軽減策を図る。

〈県立学校における取組〉

- 特別支援学校への警備員の配置を進めていく。

(5) 定数改善について

【協議会での意見】

- 定数改善を考えないと根本的な解決につながらないと思う。教員定数を増やせるよう早急に対応してほしい。
- 小学校英語は負担が大きいため、定数の議論の中で専科教員の増員を整理してほしい。
- 特別支援学校における医療的ケアのための看護師等専門人材の増員及び定数化を希望する。
- 特別支援学校に対しては、特別に支援が必要な子どもがいるため、人員増を希望する。

【部会での意見】

〈市町村立学校部会〉

- 専科教員の配置は、当該教科を担当していた教員がその時間に他の仕事をする事ができるため、負担軽減につながるのではないかと。
- 生徒数が800人弱の学校に養護教諭は1人配置となっている。毎日、怪我をする児童が40～50人いる中で、養護教諭は病院などに付き添うことも多いため、養護教諭が不在の時間が生じる際に不安を感じる。

〈県立学校部会〉

- 定数の10%弱が欠員代替の臨時的任用職員であり、短時間勤務の再任用職員や非常勤職員も多い状況の中、来年いなくかもしれない臨時的任用職員等にどこまでの仕事を任せるのか課題である。
- 代替職員の配置については、100%の措置を希望する。
- 特別支援学校においては、医療支援が必要な重度の子どもが増えているので、非常勤職員ではなく、正規職員としての看護師の配置が必要である。

【今後の取組に関する協議会での方向性(案)】

〈全校種における取組〉

- 教育の質の向上を目指すとともに、教員の働き方改革につながる定数の改善を引き続き国へ要望する。

〈市町村立学校における取組〉

- 小学校の英語の専科教員の加配等を行う。

〈県立学校における取組〉

- 特別支援学校における専門人材(看護師等)の配置に関する課題を整理していく。

(6) 労働安全衛生管理について

【健康の保持・増進(産業医意見等)】

- 教員は、授業など児童・生徒への対応を理由にして通院も後回しにしがちである。
- 健診データが経年的に活かされていないため、継続的な健康管理ができていない学校がある。管理者が意識を持って継続的な健康管理を行うべきである。
- 職場の執務環境改善に向けた取組が必要である。
- 教員のメンタルヘルスを向上させていくことが必要である。
- 健康診断の再検査は、管理職が一方的に受診するように伝えるだけではなく、受診しやすい環境を作っていくことが必要である。
- 産業医から意見をもらって職場環境を改善した。職場環境を改善していくことは働き方改革であると思う。

【部会での意見】

〈市町村立学校部会〉

- 学校において自分の健康を犠牲にせざるを得ない環境があるのではないか。(例：医療機関への受診などで自分が不在になることで、同僚教員に迷惑がかかってしまうので、自分の健康管理を後回しにしてしまうなど)
- 県から市町村に対して、可能な範囲での労働安全管理の情報提供・支援の取組をお願いしたい。
- ストレスチェックすら負担感になっている。ストレスチェック自体を意味があるものにするには、どのようにしていくべきか課題である。

〈県立学校部会〉

- ストレスチェックの参加率の向上を引き続き図っていくとともに、ストレスチェックの集団分析結果について各学校の衛生委員会等での活用方法を検討すべきであると思う。
- 高ストレス職場への重点的な対策をお願いしたい。また、高ストレス者の医師の面談結果は本人限りにするなど配慮をお願いしたい。

【今後の取組に関する協議会での方向性(案)】

〈全校種における取組〉

- 再検査や通院など健康診断の結果への適切な対応を促す。
- 学校において教員が相談しやすい環境の整備を行う。

〈市町村立学校における取組〉

- 県教育委員会における労働安全衛生管理の取組を、市町村教育委員会を通じて各学校に情報提供する。

〈県立学校における取組〉

- ストレスチェックの受検率の向上を図る。
- ストレスチェックの分析結果について、各学校の衛生委員会等での具体的な活用を図る。
- 産業医の活用により、管理職を含めた教員一人ひとりに職場環境の改善や健康管理の必要性の意識を促す。

(7) その他について

【協議会での意見】

- 職員の年齢構成のいびつさがある。現状では、教頭・総括教諭などのミドルリーダーのなり手がいない。学校経営の負担を分散するために、この部分をどうしていくか課題である。
- 働き方の質や生産性をどう上げていくのかを考える必要がある。また、教員の力量を高めていくための自ら学ぶ時間も必要だと思う。
- 教員が働き方改革の取組を進めていくに当たっては、保護者や地域の方々を取組について丁寧に説明し理解を得ることが重要である。
- 県立学校において教員の働き方改革の取組を進めるに当たっては、まず県教育委員会が県の方針を県民に向けて発信し、さらに各学校が地域で個別に説明を行っていくことで保護者、地域の方々への理解が深まると思う。
- 特別支援学校は各学校の専門性の維持・継承や、教員の授業力の向上が課題である。
- 人事異動のルールに柔軟性を求める声がある。特に新採用教員の人事異動は柔軟な扱いにしないと、校長が学校の運営を円滑に進めていくことができないと感じる。

【部会での意見】

〈市町村立学校部会〉

- 職員研修について、学びたい研修というより、行かなければいけない研修が多い。選択の余地や、行きたい研修に行けるようになれば嬉しい。行きたい研修に行けるような研修の精選、整理を行ってほしい。

〈県立学校部会〉

- 職員研修について、例えば、1日の研修を精選して、半日にして、集中的に実施するなど、教員の働き方改革の視点をもって計画してもらいたい。
- 転勤してすぐに担任を持つことは、負担感が大きいことから、経験のある人と一緒に担任を持つような複数担任制を考えていくのはどうか。
- 1週間当たり29時間勤務の再任用職員や非常勤職員の業務分担について、学校ごとに違いが相当あるので、例えば再任用職員や非常勤職員も担任や校務分掌を受け持つべきということを全体の共通理解として有すべきである。
- スポーツ競技団体の役員や大会運営などの業務について、教員が相当な負担を負っている現状がある。

【今後の取組に関する協議会での方向性(案)】

〈全校種における取組〉

- 総合教育センターで行う基本研修の受講時間数の短縮、研修自体の精選、整理を行う。
- 県教育委員会、市町村教育委員会及び各学校は、教員の働き方改革の取組を進めるに当たっては、保護者、地域の方々を取組について、理解を得られるように、丁寧

に説明をする。

〈市町村立学校における取組〉

- 全校種における取組に同じ。

〈県立学校における取組〉

- 全校種における取組に同じ。